

平成29年度 第1回  
宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

日 時 平成29年8月3日(木)  
午後4時30分～  
会 場 宇都宮市役所14階  
14大会議室

1 開 会

- (1) 協議会の役割 . . . 資料1
- (2) 委員紹介
- (3) 会長及び会長職務代理者の選出 . . . 資料2
- (4) 会議録署名委員の選出

2 市長からの諮問について

3 国保制度改革の概要について . . . 資料3

4 議 事

- (1) 報告事項
  - ・報告第1号 平成28年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）  
について
  - ・報告第2号 国保アクションプラン28の主な取組実績と  
国保アクションプラン29の主な取組について
  - ・報告第3号 平成29年度国民健康保険税の課税状況について

5 その他

- ・平成29年度国民健康保険運営協議会の開催予定について

6 閉 会

## 宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成29年7月20日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	村田 雅彦	市議会議員
	半貫 光芳	〃
	浜野 達哉	宇都宮商工会議所青年部理事
	山森 睦美	〃 女性部理事
	相良 利和	市農業委員会 会長職務代理者
	大根田 博章	公募委員
	鈴木 信次	〃
第2号委員 保険医・ 薬剤師代	片山 辰郎	市医師会会長
	小林 健二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	金子 達	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	長谷川 英一	市歯科医師会専務理事
	石崎 一郎	市薬剤師会会長
第3号委員 公益代表	角田 充由	市議会議員
	増淵 一基	〃
	塚田 典功	〃
	大貫 隆久	市社会福祉協議会 副会長
	檜山 和子	市民生委員児童委員協議会会長
	上野 元子	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	笹川 陽子	宇都宮共和大 専任講師
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会栃木支部 支部長
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 栃木事務局長
	関川 隆雄	SUBARU健康保険組合 宇都宮支部事務局長

## 事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
酒 井 典 久	保健福祉部長
川 俣 浩	保健福祉部次長
大 島 誠 司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
小 林 正 典	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
石 井 三 士	保健福祉部保険年金課長補佐
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ係長
目 黒 淳 一	保険年金課国保給付グループ係長
中 村 昇	保険年金課国保税グループ係長
小 林 靖	保険年金課収納グループ係長
岩 崎 豊 弘	保険年金課滞納整理グループ係長
丸 山 浩 一	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
齋 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
高 賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括
大 友 治	保険年金課収納グループ総括
加 藤 尚	保険年金課滞納整理グループ総括
新 田 恭 久	保険年金課管理グループ主任
篠 原 順 子	保健福祉部健康増進課長
半 田 正 道	健康増進課企画グループ係長
吉 田 琴	健康増進課健康づくりグループ係長
齋 藤 順 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

## 協議会の役割

- ・国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関である。
- ・国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行う。
- ・国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出する。

【参考】宇都宮市国民健康保険運営協議会に関する法令（抜粋）

### ○国民健康保険法

#### 第2章 市町村

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### ○国民健康保険法施行令

#### 第1章 市町村

（国民健康保険運営協議会の組織）

第3条 国民健康保険運営協議会（第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## ○宇都宮市国民健康保険条例

### 第 2 章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 7 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7 人
- (3) 公益を代表する委員 7 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## ○宇都宮市国民健康保険規則

### 第 1 章 国民健康保険運営協議会

#### 第 1 節 諮問及び意見の提出

(諮問)

第 1 条 本市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があつたときは、審議して答申しなければならない。

(意見の提出)

第 2 条 協議会は、本市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

(答申及び意見の提出方法)

第 3 条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもつてしなければならない。

## 第2節 会議

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、協議会が設置されて最初に行われる会議又は会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における会議においては、年長の委員が臨時に会議の議長の職務を行う。

第5条 協議会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

第6条 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における協議会の招集は、市長が行う。

(委員の欠席届)

第7条 協議会に出席することができない事情がある委員は、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会議の定足数)

第8条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(会議)

第10条 協議会は、市長から諮問があつたとき、その他必要があると認めるときに開催するものとする。

第11条 協議会の委員7人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(関係職員等の出席)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第13条 会長は、書記をして会議録を調整させなければならない。

2 会議録には、すべての議事の状況を記載しなければならない。

3 会議録には、議事のほか開会及び閉会の年月日、時間、出席委員の氏名その他議長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員2人とし、会議の始めに議長が会議

に諮ってこれを定める。

5 会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。

(準用規定)

第14条 本章に規定するもののほか、協議会の開閉、議案の審議等の議事に関しては、本市の議会の会議の一般の例による。

### 第3節 会長及び会長職務代理者

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもつて行い、有効投票の最多数をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

第16条 会長がその職務を辞したとき、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない。

(会長等の任期)

第17条 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第18条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

### 第4節 書記

(書記)

第19条 協議会に書記若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

(書記の職務)

第20条 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務をつかさどる。

### 第5節 雑則

(公印)

第21条 会長の公印及びその取扱いは、宇都宮市公印規則(昭和36年規則第38号)の定めるところによる。

(委員台帳の作成)

第22条 委員の任期、職、氏名、種別等は、宇都宮市国民健康保険運営協議会委員台帳に登載しておかななければならない。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 会長及び会長職務代理者の選出

宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について  
宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者を選出する。

(提案の理由)

委員の一括改選に伴い、会長及び会長職務代理者を選出するもの。

### 【参考】国民健康保険運営協議会会長の選出方法

国民健康保険法施行令

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

宇都宮市国民健康保険規則

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもって行い、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。



# 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

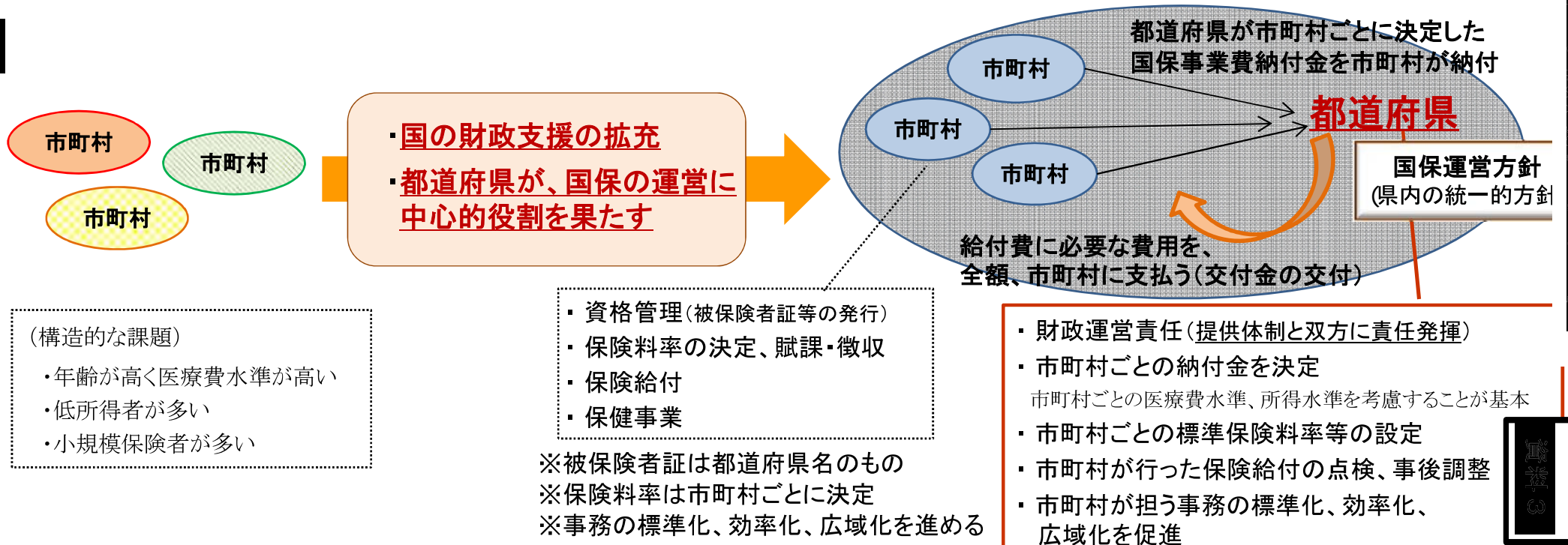
## ○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

## ○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【現行】市町村が個別に運営

### 【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



(構造的な課題)

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

# 改革後の国保財政の仕組み（イメージ）

※詳細は引き続き地方と協議

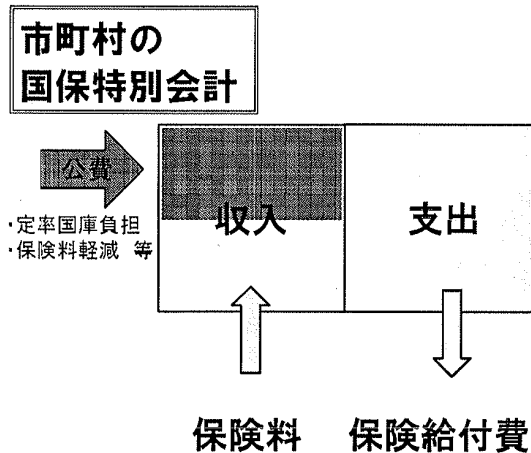
○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

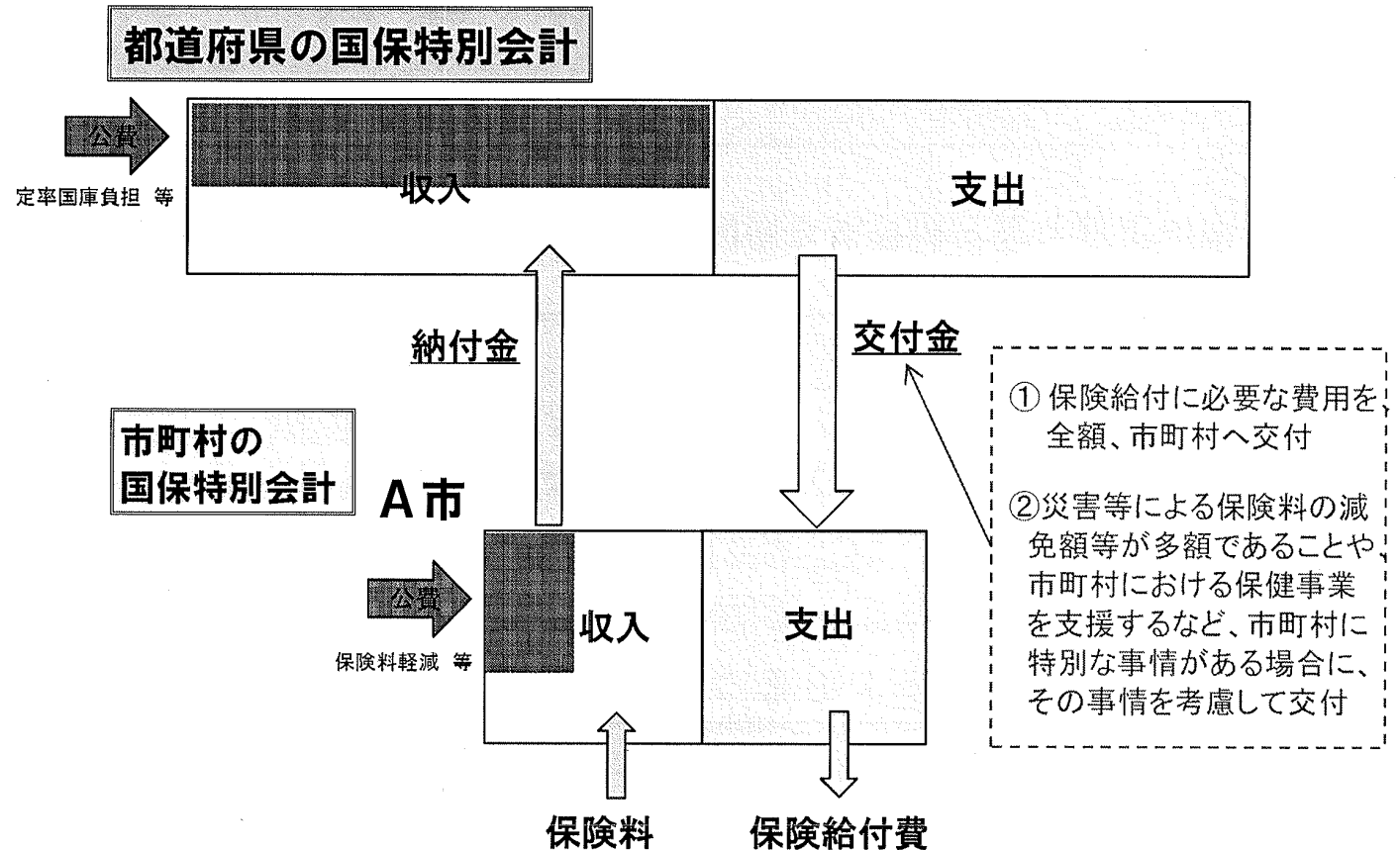
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行



改革後



【歳 出】

※増減割合が±10%、又は増減額が±1億円以上の科目については、「摘要」欄にその主な理由を記載

区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合	摘 要				
総 務 費	642,418,000	589,038,459	91.7%	723,656,000	81.4%	職員給与費, 一般事務費, 徴税费, 運営協議会費等 【対前年比 減の主な理由】国民健康保険新業務システム開発委託の皆減, 改修委託料の減 ・システム開発委託料 (27年度導入国保システム対応) (平成28年度: 0円 △164,700,000円) ・システム改修委託料 (マイナンバー関連) (平成28年度: 39,177,000円 △14,877,000円)				
保 険 給 付 費	34,902,879,000	34,433,802,650	98.7%	34,920,713,876	98.6%	主な保険給付費 ・療養給付費: 医療機関でかかった医療費のうち, 被保険者の自己負担分を除いた分(保険者負担分)を給付(現物給付) ・療養費: 医療機関で一旦全額支払った医療費のうち, 後日申請により被保険者の自己負担を除いた分を支給(償還払) その他 ・出産育児一時金: 被保険者出産時に, 1人あたり42万円を支給 ・葬祭費: 被保険者死亡時に, 1人あたり5万円を支給 など 【対前年比 減の主な理由】一般国保被保険者数の減少 (平成28年度: 122,642人 △3,338人)				
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	6,889,554,000	6,889,378,872	100.0%	7,135,394,486	96.6%	国保被保険者数に応じた後期高齢者医療制度への支援金 【対前年比 減の主な理由】一般国保被保険者数の減少 (平成28年度: 122,642人 △3,338人)				
介 護 納 付 金	2,673,850,000	2,661,418,454	99.5%	2,822,602,799	94.3%	40歳~64歳の国保被保険者数に応じた介護保険制度への納付金 【対前年比 減の主な理由】第2号介護被保険者数の減 (平成28年度: 46,170人 △2,581人)				
共 同 事 業 拠 出 金	13,260,255,000	13,260,253,353	100.0%	12,979,847,455	102.2%	高額な医療費の発生に備えて, 県内市町で実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業拠出金: レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業拠出金: 1件1円以上80万円以下の医療費が対象 (平成27年度より制度改正) *平成26年度まではレセプト1件30万円を超える医療費が対象 【対前年比 増の主な理由】対象医療費の増				
保 健 事 業 費	335,188,000	282,626,961	84.3%	269,875,607	104.7%	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査等事業費 <span style="float: right;">232,067,692 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">個別健診 <span style="float: right;">受診者数 11,738人</span></li> <li style="padding-left: 20px;">集団健診 <span style="float: right;">17,250人</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">28,988人</span></li> </ul> </td> <td style="width: 50%; border-left: 1px dotted black;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくり啓発活動費 <span style="float: right;">59,084 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">パンフレット作成等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康指導費 <span style="float: right;">17,700,185 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">医療費通知送付 (年2回) <span style="float: right;">131,532件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">後発医薬品差額通知送付 (年3回) <span style="float: right;">25,166件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">保健指導嘱託員報酬 (2人)</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; border-left: 1px dotted black;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <span style="float: right;">32,800,000 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">人間ドック補助 <span style="float: right;">3,012件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">脳ドック補助 <span style="float: right;">268件</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">3,280件</span></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>【対予算比 減の主な理由】特定健康診査等事業費における受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込: 31,395人 ⇒ 実績: 28,988人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査等事業費 <span style="float: right;">232,067,692 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">個別健診 <span style="float: right;">受診者数 11,738人</span></li> <li style="padding-left: 20px;">集団健診 <span style="float: right;">17,250人</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">28,988人</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくり啓発活動費 <span style="float: right;">59,084 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">パンフレット作成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康指導費 <span style="float: right;">17,700,185 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">医療費通知送付 (年2回) <span style="float: right;">131,532件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">後発医薬品差額通知送付 (年3回) <span style="float: right;">25,166件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">保健指導嘱託員報酬 (2人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <span style="float: right;">32,800,000 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">人間ドック補助 <span style="float: right;">3,012件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">脳ドック補助 <span style="float: right;">268件</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">3,280件</span></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査等事業費 <span style="float: right;">232,067,692 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">個別健診 <span style="float: right;">受診者数 11,738人</span></li> <li style="padding-left: 20px;">集団健診 <span style="float: right;">17,250人</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">28,988人</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくり啓発活動費 <span style="float: right;">59,084 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">パンフレット作成等</li> </ul>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康指導費 <span style="float: right;">17,700,185 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">医療費通知送付 (年2回) <span style="float: right;">131,532件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">後発医薬品差額通知送付 (年3回) <span style="float: right;">25,166件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">保健指導嘱託員報酬 (2人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <span style="float: right;">32,800,000 円</span></li> <li style="padding-left: 20px;">人間ドック補助 <span style="float: right;">3,012件</span></li> <li style="padding-left: 20px;">脳ドック補助 <span style="float: right;">268件</span></li> <li style="padding-left: 40px;">計 <span style="float: right;">3,280件</span></li> </ul>									
そ の 他 支 出 金	283,999,000	260,973,272	91.9%	399,045,792	65.4%	過誤納返還金, 国庫補助返還金, 療養給付費交付金返還金等				
計	58,988,143,000	58,377,492,021	99.0%	59,251,136,015	98.5%					

【歳入】

※増減割合が±10%、又は増減額が±1億円以上の科目については、「摘要」欄にその主な理由を記載

区分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘要																																								
						調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)	前年度収納(%)	前年度収納率との差																																				
国民健康保険税	12,000,036,000	11,726,187,256	97.7%	12,093,493,923	97.0%																																									
						現年度分	12,386,601,100	10,759,878,432	86.74	86.43	0.31																																			
						過年度分	4,102,228,679	966,308,824	23.49	24.65	△1.16																																			
						合計	16,488,829,779	11,726,187,256	71.00	71.29	△0.29																																			
						【対前年比 減の主な理由】一般国保被保険者数の減による、税収の減 (平成28年度：122,642人 △3,338人)																																								
国・県支出金	14,968,533,000	14,984,927,758	100.1%	14,689,612,321	102.0%	主な国・県支出金 ・療養給付費等負担金(国)：一般被保険者医療給付費等の32%相当額 ・財政調整交付金(国)：一般被保険者医療給付費等の9%相当額 ・財政調整交付金(県)：一般被保険者医療給付費等の9%相当額 ・高額医療費共同事業負担金(国、県)：高額医療費共同事業医療費拠出金の1/4 【対前年比 増の主な理由】 ・財政調整交付金(県)のうち、保険者間における医療給付費等の格差調整に係る基準額増に伴う増など(+189,198,000円) ・財政調整交付金(国)のうち、新たに創設された保険者努力支援制度分の増(+58,849,000円)																																								
療養給付費等交付金	1,403,700,000	1,517,643,591	108.1%	1,759,947,810	86.2%	退職被保険者の保険給付費等から、退職被保険者の税収額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付 【対前年比 減の主な理由】退職被保険者数の減に伴う保険給付費等の減 (平成28年度：3,479人 △1,854人)																																								
前期高齢者交付金	12,675,559,000	12,675,559,431	100.0%	12,914,977,986	98.1%	前期高齢者(65歳～74歳)の各保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付 【対前年比 減の主な理由】概算交付分確定の精算に伴う減																																								
共同事業交付金	12,771,071,000	12,843,990,652	100.6%	12,716,372,846	101.0%	高額な医療費の発生に備えて、県内市町で実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業拠出金：レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業拠出金：1件1円以上80万円以下の医療費が対象 (平成27年度より制度改正) *平成26年度まではレセプト1件30万円を超える医療費が対象 【対前年比 増の主な理由】対象医療費の増																																								
一般会計繰入金	5,006,857,000	4,514,615,292	90.2%	4,922,663,583	91.7%																																									
基盤安定繰入金	2,499,411,000	2,499,411,292	100.0%	2,730,083,583	91.6%	一般被保険者に係る保険税軽減に対する補填(県3/4、市1/4)+保険者支援分(国1/2、県1/4、市1/4) 【対前年比 減の主な理由】保険税軽減被保険者(7割、5割、2割軽減)数の減 (平成28年度：56,279人 △5,152人)																																								
その他一般会計繰入金	2,507,445,000	2,015,204,000	80.4%	2,192,580,000	91.9%	法定の繰入及び法定外の繰入 【対予算比 減の主な理由】財政調整交付金(国)のうち、特別調整交付金経営努力分の増(+325,480,000)により交付額が見込みを上回ったことなどによる、法定外の繰入の減																																								
						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他一般会計繰入金内訳</th> <th>予算現額(円)</th> <th>決算見込額(円)</th> <th>対予算増減率(%)</th> <th>前年度決算額(円)</th> <th>対前年度決算増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の繰入</td> <td>職員給与費、その他一般事務費等</td> <td>1,133,757,000</td> <td>975,742,000</td> <td>△13.9</td> <td>1,328,892,000</td> <td>△26.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等</td> <td>546,199,000</td> <td>528,841,000</td> <td>△3.2</td> <td>527,404,000</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>法定外の繰入</td> <td>平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導、失業者の保険税軽減、無所得者支援分等)</td> <td>827,489,000</td> <td>510,621,000</td> <td>△38.3</td> <td>336,284,000</td> <td>51.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2,507,445,000</td> <td>2,015,204,000</td> <td>△19.6</td> <td>2,192,580,000</td> <td>△8.1</td> </tr> </tbody> </table>						その他一般会計繰入金内訳		予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算増減率(%)	前年度決算額(円)	対前年度決算増減率(%)	法定の繰入	職員給与費、その他一般事務費等	1,133,757,000	975,742,000	△13.9	1,328,892,000	△26.6		医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	546,199,000	528,841,000	△3.2	527,404,000	0.3	法定外の繰入	平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導、失業者の保険税軽減、無所得者支援分等)	827,489,000	510,621,000	△38.3	336,284,000	51.8	合計		2,507,445,000	2,015,204,000	△19.6	2,192,580,000	△8.1
その他一般会計繰入金内訳		予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算増減率(%)	前年度決算額(円)	対前年度決算増減率(%)																																								
法定の繰入	職員給与費、その他一般事務費等	1,133,757,000	975,742,000	△13.9	1,328,892,000	△26.6																																								
	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	546,199,000	528,841,000	△3.2	527,404,000	0.3																																								
法定外の繰入	平成22年度からの新たな基準による繰入(特定健康診査・特定保健指導、失業者の保険税軽減、無所得者支援分等)	827,489,000	510,621,000	△38.3	336,284,000	51.8																																								
合計		2,507,445,000	2,015,204,000	△19.6	2,192,580,000	△8.1																																								
基金繰入金	1,000	0	-	0	-	国民健康保険給付基金からの繰入(取崩)																																								
その他諸収入	162,387,000	127,242,407	78.4%	157,661,711	80.7%	・財産収入：基金利子等 ・諸収入：延滞金、徴収金収入等 ・繰越金：前年度決算繰越金																																								
計	58,988,143,000	58,390,166,387	99.0%	59,254,730,180	98.5%																																									

	決算見込額		前年度決算額	
歳入額…①	58,390,166,387	円	59,254,730,180	円
歳出額…②	58,377,492,021	円	59,251,136,015	円
差引額…③	12,674,366	円	3,594,165	円
(=①-②)				
給付基金へ決算積立…④	12,000,000	円	0	円
次年度へ繰越…⑤	674,366	円	3,594,165	円

【参考】給付基金現在高 406,566,751 円  
(決算積立後) 418,566,751

「国保アクションプラン28の主な取組実績と国保アクションプラン29の主な取組について」

1 保険税収納率の向上

施策	平成28年度の主な取組と実績	平成28年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成29年度の主な取組											
(1)口座振替の加入促進◎ 収納率の向上を図るため、金融機関等の窓口での自主納付に比べて収納率の高い口座振替による納付を促進する。	◆新規加入件数（※各年度3月末時点） 【目標】2,700件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>口座振替加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>2,183件</td> <td>35.2%</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>2,522件</td> <td>34.9%</td> </tr> </tbody> </table>		実績	口座振替加入率	28年度	2,183件	35.2%	27年度	2,522件	34.9%	・下記の各種取組を実施し、口座振替加入勧奨を促進した結果、口座振替加入率は増加しており、収納率向上につながった。 ⇒口座振替の加入促進を図るため、引き続き以下の各種取組を実施	【目標】新規加入件数：2,700件 ※口座振替加入率36%を目標とした新規加入件数		
		実績	口座振替加入率											
	28年度	2,183件	35.2%											
	27年度	2,522件	34.9%											
○国保加入手続き時の窓口等における勧奨の強化 ・本庁窓口での国保加入者に対し、口座振替申込書の交付やペイジー口座振替受付サービス（*）の活用など、積極的に口座振替の勧奨を実施 ・広報紙やホームページ（動画案内等）による口座振替の周知啓発 ・金融機関や関係課と連携したPRの実施  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         * ペイジー口座振替受付サービス                          キャッシュカードを携帯端末に通すだけで、簡単に口座振替の申込みができるサービス（通帳や通帳印不要）                     </div>	・国保加入手続き時など被保険者が来庁する際に勧奨することで、効果的・効率的に加入者を確保することができた。 ⇒引き続き、国保加入手続き時等における窓口での勧奨を継続 ・広報紙、ホームページやオリオンスクエア大型スクリーン等により口座振替の周知を図ることができた。 ⇒引き続き、様々の広報媒体を活用し広報活動を継続 ・金融機関と連携した啓発チラシの配布により口座振替が促進された。 ・納税課の街頭キャンペーンへの共同参加により口座振替の周知を図ることができた。 ⇒引き続き、金融機関や関係課と連携したPRを実施	○窓口等での加入勧奨 ・国保加入手続きや納税相談時における勧奨を実施 ・広報紙、ホームページやオリオンスクエア大型スクリーンでの周知啓発を実施 ・キャンペーン期間中、市庁舎において、1日2回、口座振替申込加入勧奨の庁内放送を実施 ・金融機関等と連携した口座振替勧奨チラシの配布等												
○口座振替加入キャンペーンの実施 ・新規加入者に宇都宮の特産品等を抽選で贈呈 （キャンペーン期間 H27：4～9月→H28：4～10月）【 <b>拡</b> 】  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>キャンペーン期間中の新規加入件数</th> <th>新規加入者のうち左記期間中の新規加入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>1,645件</td> <td>75.4%</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>1,736件</td> <td>68.8%</td> </tr> </tbody> </table>		キャンペーン期間中の新規加入件数	新規加入者のうち左記期間中の新規加入割合	28年度	1,645件	75.4%	27年度	1,736件	68.8%	・キャンペーン期間の新規加入件数は前年比で226件減となったものの、全体に占めるキャンペーン期間中の加入割合は、前年度とほぼ同等の割合となっており、キャンペーンの効果はあった。 ⇒4月の国保加入者が多いことから、 <b>キャンペーンについての周知を強化</b>	○口座振替加入キャンペーンの実施 ・抽選による特産品等贈呈（キャンペーン期間4～10月） ・庁内放送等による周知期間の拡充（早期実施）【 <b>拡</b> 】			
	キャンペーン期間中の新規加入件数	新規加入者のうち左記期間中の新規加入割合												
28年度	1,645件	75.4%												
27年度	1,736件	68.8%												
○口座振替申込書等の送付 ・納税通知書、更正通知書への同申込書・通知の同封 ・納税催告センター文書催告時における口座振替申込書及び口座振替勧奨通知の同封 ・キャンペーンを活用した勧奨の実施 ・加入勧奨ダイレクトメールの送付【 <b>新</b> 】 ◆申込書送付件数（※各年度3月末時点） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>82,944通</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>77,830通</td> </tr> </tbody> </table> ◆ダイレクトメール送付件数（3月末現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付数</th> <th>ダイレクトメールによる申込数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>2,130件</td> <td>66件（5.4%）</td> </tr> </tbody> </table>		送付数	28年度	82,944通	27年度	77,830通		送付数	ダイレクトメールによる申込数	28年度	2,130件	66件（5.4%）	・口座振替未加入者を対象として、納税通知書、更正通知書に口座振替申込書及び口座振替勧奨通知を同封することにより、効果的に周知を図ることができた。 ⇒引き続き、口座振替未加入者を対象とした納税通知書等への同封を実施 ・納税催告センターの文書催告を活用し、初期段階の滞納者に対する口座振替の周知を図ることができた。 ⇒引き続き、納税催告センターを活用した口座振替を推進 ・キャンペーン期間拡大に伴う口座振替申込書及び口座振替勧奨通知の送付回数増加により効果的な勧奨を図ることができた。 ⇒引き続き、キャンペーンを活用した勧奨を実施 ・新規加入者、早期滞納者への口座振替申込勧奨の促進としてダイレクトメールを送付したことにより、口座振替新規加入者を獲得できた。 ⇒引き続き、国保新規加入者、第1期納期限の滞納者に対する口座振替勧奨ダイレクトメールを送付	○口座振替申込書等の送付 ・納税通知書及び更正通知書への同封 ・納税催告センター文書催告への同封 ・キャンペーンを活用した勧奨の実施 ・新規国保加入者及び第1期滞納者への口座振替申込勧奨のダイレクトメールを送付
	送付数													
28年度	82,944通													
27年度	77,830通													
	送付数	ダイレクトメールによる申込数												
28年度	2,130件	66件（5.4%）												

施 策	平成 28 年度の主な取組と実績	平成 28 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 29 年度の主な取組																											
<p>(2)納税環境の整備◎ 多様化する市民ニーズやライフスタイルに対応するため、コンビニ納付や I C T（情報通信技術）を活用した納付方法の多様化を図る。</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペイジー納付（*）及びコンビニ納付とも、24 時間納付可能としており、利用状況は向上している。</li> <li>・利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載、チラシ配布等）</li> </ul> <p>◆納期内納付件数（※各年度 2 月末（8 期納期限）現在）</p> <table border="1" data-bbox="528 478 1344 705"> <thead> <tr> <th></th> <th>ペイジー</th> <th>コンビニ</th> <th>金融機関等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>23,254 件 (6.09%)</td> <td>93,381 件 (24.45%)</td> <td>265,340 件 (69.46%)</td> <td>381,975 件 (100%)</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>13,587 件 (3.44%)</td> <td>67,972 件 (17.23%)</td> <td>313,057 件 (79.33%)</td> <td>394,616 件 (100%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆納期内納付率（※各年度 2 月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="528 743 1323 915"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収入額</th> <th>納期内納付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>11,802,236,200 円</td> <td>8,431,558,768 円</td> <td>71.4%</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>12,226,660,900 円</td> <td>8,564,998,629 円</td> <td>70.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ペイジー納付 パソコン、携帯電話から 24 時間納税が可能で、ATM での納税もできるサービス</p>		ペイジー	コンビニ	金融機関等	計	28 年度	23,254 件 (6.09%)	93,381 件 (24.45%)	265,340 件 (69.46%)	381,975 件 (100%)	27 年度	13,587 件 (3.44%)	67,972 件 (17.23%)	313,057 件 (79.33%)	394,616 件 (100%)		調定額	収入額	納期内納付率	28 年度	11,802,236,200 円	8,431,558,768 円	71.4%	27 年度	12,226,660,900 円	8,564,998,629 円	70.1%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する納税者のライフスタイルに対応できるよう納税者の利便性向上に資するペイジー納付及びコンビニ納付が、24 時間いつでも利用できることから、利用状況が向上し、納期内納付率が前年度より向上した。</li> </ul> <p>⇒引き続き、納税者への周知広報を実施し、ペイジー納付及びコンビニ納付の利用を促進</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載、チラシ配布等）</li> </ul>
	ペイジー	コンビニ	金融機関等	計																										
28 年度	23,254 件 (6.09%)	93,381 件 (24.45%)	265,340 件 (69.46%)	381,975 件 (100%)																										
27 年度	13,587 件 (3.44%)	67,972 件 (17.23%)	313,057 件 (79.33%)	394,616 件 (100%)																										
	調定額	収入額	納期内納付率																											
28 年度	11,802,236,200 円	8,431,558,768 円	71.4%																											
27 年度	12,226,660,900 円	8,564,998,629 円	70.1%																											
<p>(3) 納 税 催 告 セ ン タ ー（*）の 活 用</p> <p>現年度分の滞納者を対象に夜間・休日を含めた電話催告や、電話催告不在者への文書催告を行い、滞納初期段階で対処することで滞納の累積化を防止する。</p> <p>* 納税催告センター 初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を、市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし、平成 21 年度に設置</p>	<p>○納税催告センターの電話催告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度滞納者に対する催告実施し、不在だった場合には 1 週間後に再架電（催告）を実施【拡】</li> <li>・夜間帯や休日の催告実施 ⇒平日電話催告(12 時～20 時) ⇒休日電話催告(9 時～17 時, 3 回)</li> </ul> <p>◆電話催告件数（※各年度 3 月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 1356 937 1482"> <thead> <tr> <th></th> <th>架電件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>10,697 件</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>8,389 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○文書催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話催告の不在者及び電話番号不明者に対する文書催告</li> </ul> <p>◆文書催告件数（※各年度 3 月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 1633 937 1759"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>14,422 件</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>9,992 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆納付勧奨後納付件数 (※各年度 1 月末までに催告したものを 3 月末時点で確認)</p> <table border="1" data-bbox="528 1843 937 1969"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績（電話・文書）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>7,505 件</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>7,202 件</td> </tr> </tbody> </table>		架電件数	28 年度	10,697 件	27 年度	8,389 件		実績	28 年度	14,422 件	27 年度	9,992 件		実績（電話・文書）	28 年度	7,505 件	27 年度	7,202 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再架電の実施などにより架電件数が大幅に増加し、接触の機会を確保できたことに伴い、現年度の収納率向上及び滞納の累積防止につながった。</li> </ul> <p>⇒引き続き、納税催告センターによる電話催告を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書催告件数が大幅に増加し、納付勧奨後納付件数が増加した。電話が繋がらない滞納者に対し、早期に文書による催告を行うことで、現年度の収納率向上及び滞納の累積防止につながった。</li> </ul> <p>⇒引き続き、架電対応できなかった不在者や電話番号不明者などに対する文書催告を実施</p>	<p>○電話催告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度滞納者に対する催告実施 ⇒不在だった場合は 1 週間後に再架電（催告）を実施</li> <li>・夜間帯や休日の催告実施 ⇒平日電話催告(12 時～20 時) ⇒休日電話催告(9 時～17 時, 月 3 回)</li> </ul> <p>○文書催告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話催告不在者、電話番号不明者などに対する文書催告の実施</li> </ul>									
	架電件数																													
28 年度	10,697 件																													
27 年度	8,389 件																													
	実績																													
28 年度	14,422 件																													
27 年度	9,992 件																													
	実績（電話・文書）																													
28 年度	7,505 件																													
27 年度	7,202 件																													

施 策	平成 28 年度の主な取組と実績	平成 28 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 29 年度の主な取組																					
<p>(4)臨戸訪問（職員）</p> <p>電話催告や文書催告などで接触の図れない滞納者に対し職員が訪問し、徴収や納税指導、生活実態調査、財産調査を実施する。</p>	<p>○職員による臨戸訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導、生活実態調査（財産調査）の実施</li> <li>・金融機関への預金調査などに併せた効果的・効率的な臨戸訪問の実施</li> <li>・部内支援を得て、初期段階の滞納者に対して、休日に臨戸訪問を実施（12月：38名、2月：42名が従事（保健福祉部6課2所））</li> <li>・休日臨戸訪問 年5回</li> </ul> <p>◆訪問件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 554 1222 747"> <thead> <tr> <th></th> <th>訪問件数</th> <th>徴収または納付約束件数</th> <th>窓口相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>664件</td> <td>67件</td> <td>301件</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>636件</td> <td>57件</td> <td>215件</td> </tr> </tbody> </table>		訪問件数	徴収または納付約束件数	窓口相談件数	28年度	664件	67件	301件	27年度	636件	57件	215件	<p>・休日臨戸訪問件数を増やしたことで、徴収または納付約束件数が増加した。また休日臨戸訪問と同時に実施する窓口での相談件数も増加した。</p> <p>⇒引き続き、部内支援などを得ながら、職員による臨戸訪問を実施</p>	<p>○職員による臨戸訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導、生活実態調査（財産調査）を実施するとともに、金融機関への預金調査などに併せた効果的・効率的な臨戸訪問を実施</li> <li>・部内支援による休日臨戸訪問を実施（12月・2月）</li> <li>・休日臨戸訪問：年5回実施（部内支援含む）</li> </ul>									
	訪問件数	徴収または納付約束件数	窓口相談件数																					
28年度	664件	67件	301件																					
27年度	636件	57件	215件																					
<p>(5)文書催告（職員）◎</p> <p>督促や催告センターの催告を受けても納付のない者に対してカラー催告（*）を送付する。</p>	<p>○カラー催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度及び過年度分の滞納者への催告を実施</li> <li>・<u>現年度及び過年度分の催告書への短冊形呼出状等を同封【新】</u></li> </ul> <p>◆カラー催告件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 919 866 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>発送件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>8,486件</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>12,195件</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="210 1062 1080 1192" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* カラー催告</p> <p>滞納の状況に応じて、段階的に文面を強化し、色を変えた文書 [特別催告（青）、差押警告（黄）、差押予告（赤）]</p> </div> <p>○現年度・過年度催告件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 1247 1329 1373"> <thead> <tr> <th></th> <th>現年度催告</th> <th>過年度催告</th> <th>計</th> <th>うち短冊同封</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>15,446件</td> <td>16,633件</td> <td>32,079件</td> <td>32,079件</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>8,611件</td> <td>23,959件</td> <td>32,570件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		発送件数	28年度	8,486件	27年度	12,195件		現年度催告	過年度催告	計	うち短冊同封	28年度	15,446件	16,633件	32,079件	32,079件	27年度	8,611件	23,959件	32,570件	—	<p>・過年度からの滞納者と併せて現年度のみ滞納者に対してもカラー催告を実施したほか、平成28年度から現年度・過年度催告には、滞納者の注意喚起を促すため短冊型の呼出状を同封するなど、滞納の早期段階からの催告を効果的かつ効率的に徹底することにより、滞納繰越の未然防止と早期納付に努めている。</p> <p>⇒引き続き、カラー催告を実施</p>	<p>○カラー催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度及び過年度分の滞納者への催告を実施</li> <li>・現年度及び過年度分の催告書への短冊形の呼出状の同封</li> </ul>
	発送件数																							
28年度	8,486件																							
27年度	12,195件																							
	現年度催告	過年度催告	計	うち短冊同封																				
28年度	15,446件	16,633件	32,079件	32,079件																				
27年度	8,611件	23,959件	32,570件	—																				
<p>(6)滞納処分の強化◎</p> <p>督促・催告を受けても反応のない者に対し、預貯金等の財産調査を実施するなど生活状況を考慮した上で差押を実施する。</p>	<p>○差押の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付資力があるにもかかわらず、納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施</li> <li>・現年度のみ滞納者に対する差押の早期着手</li> </ul> <p>◆差押件数・収納額（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 1633 1098 1881"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>479件 (474件)</td> <td>66,807千円</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>507件 (490件)</td> <td>68,226千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※債権：預貯金、生命保険、給与等</p>		件数 (うち債権)	収納額	28年度	479件 (474件)	66,807千円	27年度	507件 (490件)	68,226千円	<p>・長期・高額滞納者について、換価性の高い債権等の財産調査を徹底し、生活状況や納付資力を的確に見極めた上で差押を執行することにより、差押件数は昨年度とほぼ同数となっている。</p> <p>⇒引き続き、長期・高額滞納者への換価性の高い債権を中心とした差押の執行、現年度のみ滞納者に対する差押の早期化、必要に応じ特別収納対策室と連携して滞納者宅の搜索を実施</p>	<p>○差押の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付資力があるにもかかわらず、納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施</li> <li>・現年度のみ滞納者に対する差押の早期着手</li> </ul>												
	件数 (うち債権)	収納額																						
28年度	479件 (474件)	66,807千円																						
27年度	507件 (490件)	68,226千円																						

施 策	平成 28 年度の主な取組と実績	平成 28 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 29 年度の主な取組															
<p>(7)特別収納対策室との連携</p> <p>市税等と一体的に効果的な滞納処分を行うため特別収納対策室（*）との連携を図る。</p> <div data-bbox="195 432 498 680" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>* 特別収納対策室</b></p> <p>長期・高額滞納者に対する滞納処分を、市税等と一体的に行うことを目的とし、平成22年度に設置</p> </div>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市税等と一体化した差押</li> <li>長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には協同して搜索を実施</li> </ul> <p>◆特別収納対策室への移管状況（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 394 1240 638"> <thead> <tr> <th></th> <th>移管 件数</th> <th>昨年までに 差押済</th> <th>差押件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>409件</td> <td>181件</td> <td>34件 (31件)</td> <td>33,694千円</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>463件</td> <td>207件</td> <td>25件 (25件)</td> <td>43,480千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移管基準：1年以上納付・相談がなく、50万円以上滞納</p>		移管 件数	昨年までに 差押済	差押件数 (うち債権)	収納額	28年度	409件	181件	34件 (31件)	33,694千円	27年度	463件	207件	25件 (25件)	43,480千円	<p>・これまでの、市税等と一体化した財産調査の徹底や滞納処分の強化の結果、差押件数は昨年度を上回っている。</p> <p>⇒引き続き、特別収納対策室と連携・協同し、強力に滞納整理を推進</p>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市税等と一体化した差押の実施</li> <li>長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には協同して搜索を実施</li> </ul>
	移管 件数	昨年までに 差押済	差押件数 (うち債権)	収納額														
28年度	409件	181件	34件 (31件)	33,694千円														
27年度	463件	207件	25件 (25件)	43,480千円														
<p>(8)資格の適正化 (二重資格の解消)</p> <p>社保と国保に二重に加入していると疑われる被保険者に対して国保脱退勧奨通知を送付するとともに、年金機構の「ねんきんネット（*）」情報を活用し、国保資格の喪失処理を行う。</p> <div data-bbox="195 1125 498 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>* ねんきんネット</b></p> <p>年金被保険者の加入状況等の情報を管理する日本年金機構のオンラインシステム</p> </div>	<p>○二重資格の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ねんきんネット」の情報を活用し、社会保険加入の可能性がある者に対して、国保脱退届出の勧奨通知を送付</li> </ul> <p>◆勧奨通知件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 865 1169 991"> <thead> <tr> <th></th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>260件</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>300件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保脱退届出勧奨通知の送付者について、届出のあった者の国保資格喪失を実施するとともに、届出がなくても「ねんきんネット」の情報に基づき、職権による国保資格喪失を実施（平成25年10月から実施）</li> </ul> <p>◆届出及び職権による国保資格喪失処理件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 1192 1169 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>242件（うち職権によるもの195件）</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>261件（うち職権によるもの213件）</td> </tr> </tbody> </table>		実 績	28年度	260件	27年度	300件		実 績	28年度	242件（うち職権によるもの195件）	27年度	261件（うち職権によるもの213件）	<p>・「ねんきんネット」を活用した国保脱退勧奨を行い、職権による国保資格喪失により、二重資格の解消が効果的に図れた。</p> <p>⇒引き続き、「ねんきんネット」を活用し、二重資格解消のための届出勧奨と職権処理を実施</p>	<p>○二重資格の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保脱退届出の勧奨通知を送付</li> <li>届出及び職権による国保資格喪失処理の実施</li> </ul>			
	実 績																	
28年度	260件																	
27年度	300件																	
	実 績																	
28年度	242件（うち職権によるもの195件）																	
27年度	261件（うち職権によるもの213件）																	
<p>(9)資格証明書・短期被保険者証の交付（*）</p> <p>滞納者との接触の機会を確保し、滞納の事情把握や納税相談を実施することにより、状況に応じた交付を行う。</p> <div data-bbox="195 1797 1460 1957" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>* 資格証明書</b></p> <p>特別な事情等なく、1年以上保険税を滞納した場合に交付するもの（医療機関窓口で10割を負担）</p> <p><b>* 短期被保険者証</b></p> <p>1年以上滞納があるもののうち、定期的な納付がある場合、有効期限の短い被保険者証を交付するもの</p> </div>	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収納率向上や納税者の不公平感をなくすため、資格証明書及び短期被保険者証を適切に交付した。</li> </ul> <p>◆交付件数（※各年度10月1日時点（保険証更新時））</p> <table border="1" data-bbox="528 1495 1169 1713"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格証明書</th> <th>短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>3,055件 (4.04%)</td> <td>3,235件 (4.27%)</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>3,564件 (4.59%)</td> <td>2,432件 (3.13%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(( ) 内は被保世帯数に対する割合)</p>		資格証明書	短期被保険者証	28年度	3,055件 (4.04%)	3,235件 (4.27%)	27年度	3,564件 (4.59%)	2,432件 (3.13%)	<p>・資格証明書、短期被保険者証の交付については、半年ごとの切替時の2ヶ月前から、「国民健康保険納税相談通知書」等を送付するなど、事前の納税相談の機会を確保に最大限努め、納付状況に応じ適切に交付を行ったことにより、資格証明書の件数が減少した。</p> <p>⇒引き続き、資格証明書及び短期被保険者証の交付により滞納者との接触の機会を確保し、滞納の事情把握や納税相談を実施しながら、状況に応じた適切な交付を実施</p>	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談業務、実態調査により接触の機会を確保し、適切に資格証明書及び短期被保険者証を交付</li> </ul>						
	資格証明書	短期被保険者証																
28年度	3,055件 (4.04%)	3,235件 (4.27%)																
27年度	3,564件 (4.59%)	2,432件 (3.13%)																



指 標	実 績							
《計画の目標値》 ○現年度収納率		目標	実績		国保経営改革プランでの目標			
	28年度	88.80%	86.74%		29年度	89.50%		
	27年度	88.00%	86.43%					
	【参 考】現年度収納率の推移 (単位：%)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年度収納率	83.29	83.67	84.37	84.91	85.64	86.05	86.43	86.74
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標収納率を達成するため、各種収納対策や差押の強化に取り組み、平成22年度以降の収納率は向上している。</li> </ul>							

2 医療費の適正化

施策	平成 28 年度の主な取組と実績	平成 28 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 29 年度の主な取組															
<p>(10)ジェネリック医薬品の普及促進◎ ジェネリック医薬品は被保険者の医療費の負担軽減と国民健康保険の給付費縮減が期待できることから被保険者に対し情報提供や啓発などにより普及促進を図る。</p>	<p>○ジェネリック医薬品差額通知の送付及び効果検証を実施 【目標】削減効果額：30,000 千円 使用率（数量シェア）：65%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品差額通知               <ul style="list-style-type: none"> <li>①対象年齢 制限なし</li> <li>②差額(月) 100 円以上</li> <li>③発送時期 4 か月毎(年3回 5,9,1月)</li> <li>④投薬期間 7 日以上</li> </ul> </li> </ul> <p>◆差額通知送付等実績（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 632 1175 873"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付件数</th> <th>削減効果額 (各年通知送付分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>25,166 件 (5,9,1月送付)</td> <td>37,841 千円</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>24,712 件 (5,9,1月送付)</td> <td>40,143 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※削減効果は、通知送付後の 6 か月間検証するため、平成 28 年度は見込みとなる。(平成 26 年度送付分から検証可能となった。)</p> <p>◆使用率（数量シェア）（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="528 1031 902 1184"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>67.1%</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>62.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○周知広報 ・「希望シール」の配付【新】（加入手続時、被保険者証更新時） ・国保だより、ホームページ、オリオンスクエアの大型映像装置による周知【新】</p>		送付件数	削減効果額 (各年通知送付分)	28 年度	25,166 件 (5,9,1月送付)	37,841 千円	27 年度	24,712 件 (5,9,1月送付)	40,143 千円		実績	28 年度	67.1%	27 年度	62.1%	<p>・使用率（数量シェア）は目標値である 65%を上回っており、ジェネリック医薬品の普及促進は図られているが、削減効果額が前年度より下回っている。 ⇒引き続き、ジェネリック医薬品の普及促進のための取組を実施</p> <p>・ジェネリック医薬品差額通知とともに、希望シールの配付や国保だより等を活用した周知を図ることにより、ジェネリック医薬品の使用率も年々伸びていることから、ジェネリック医薬品の普及促進に効果があった。 ⇒国保だよりやホームページ等による周知を実施</p>	<p>○ジェネリック医薬品差額通知の送付及び効果検証の実施 【目標】削減効果額：30,000 千円 使用率（数量シェア）：70%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品差額通知               <ul style="list-style-type: none"> <li>①対象年齢 制限なし</li> <li>②差額(月) 100 円以上</li> <li>③発送時期 4 か月毎(年3回 5,9,1月)</li> <li>④投薬期間 7 日以上</li> </ul> </li> </ul> <p>○周知広報 ・「希望シール」の配付 ・国保だより、ホームページ、オリオンスクエアの大型映像装置による周知 ・医療費通知の裏面を利用した広報【新】</p>
	送付件数	削減効果額 (各年通知送付分)																
28 年度	25,166 件 (5,9,1月送付)	37,841 千円																
27 年度	24,712 件 (5,9,1月送付)	40,143 千円																
	実績																	
28 年度	67.1%																	
27 年度	62.1%																	
<p>(11)レセプト点検の推進◎ 被保険者の資格や診療内容など、電子化されたレセプト情報を点検することにより医療費の適正化を図る。</p>	<p>○レセプト点検 ・実施体制 点検員：医療事務資格を有する嘱託職員 7 名</p> <p>◆レセプト点検による効果 【目標】財政効果額：190,000 千円</p> <table border="1" data-bbox="528 1619 1267 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>総点検数</th> <th>過誤調整件数</th> <th>財政効果額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>2,051 千件</td> <td>13,782 件</td> <td>187,963 千円</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>2,033 千件</td> <td>14,745 件</td> <td>177,036 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4月～3月実績</p>		総点検数	過誤調整件数	財政効果額	28 年度	2,051 千件	13,782 件	187,963 千円	27 年度	2,033 千件	14,745 件	177,036 千円	<p>・縦覧点検、横覧点検、医科と介護保険利用者や施設入所者の突合点検の実施等により、適正給付が図られ、過誤調整件数は減少するものの、財政効果額は増加した。 ⇒引き続き、効果的・効率的な点検の実施 ・診療報酬改定等に伴う制度変更への対応が必要である。 ⇒引き続き、点検員のスキルアップのための各種研修へ参加</p>	<p>○レセプト点検の推進 【目標】財政効果額：190,000 千円 ・資格点検や縦覧点検等により、効果的・効率的なレセプト点検の実施 ・点検員のスキルアップのための各種研修への参加</p>			
	総点検数	過誤調整件数	財政効果額															
28 年度	2,051 千件	13,782 件	187,963 千円															
27 年度	2,033 千件	14,745 件	177,036 千円															

3 保健事業の充実

施策	平成 28 年度の主な取組と実績	平成 28 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 29 年度の主な取組																											
<p>(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎</p> <p><b>【特定健康診査】</b></p> <p>生活習慣病を予防し、被保険者の健康保持と将来にわたる医療費の適正化に資するため、特定健康診査の周知啓発や、受診しやすい環境整備を行うほか、未受診者への効果的な勧奨を行い、受診率の向上を図る。</p>	<p><b>【特定健康診査】</b></p> <p>◆特定健康診査受診率 【目標】55%</p> <table border="1" data-bbox="528 310 1344 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3 月末現在</th> <th colspan="3">確定値</th> </tr> <tr> <th>対象者数 (名)</th> <th>受診者数 (名)</th> <th>受診率 (%)</th> <th>対象者数 (名)</th> <th>受診者数 (名)</th> <th>受診率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>82,771</td> <td>20,787 (22,510)</td> <td>25.1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>86,017</td> <td>20,558 (22,067)</td> <td>23.9</td> <td>85,724</td> <td>25,272</td> <td>29.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象者数及び受診者数は、当該実施年度に一年を通じて資格者の者であり、( )は資格喪失者等を含む健診受診者を示している。</p> <p>○様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うつのみや（年2回／8月・11月）</li> <li>・国保だより（年2回／7月・9月）</li> <li>・ポスター掲示（随時／医療機関等）</li> <li>・周知啓発文言入り封筒の使用（随時）</li> <li>・市有車へのマグネット広告掲載（台数増 8台→18台）【<b>拡</b>】</li> <li>・保健所東側入口に受診啓発のための横断幕の掲示</li> <li>・国保連によるラジオ広報や新聞広報（8月ラジオ，9月～10月新聞 5回）</li> <li>・国保連によるJR宇都宮駅西口への受診啓発横断幕掲示（5月～7月）</li> <li>・県広報紙「とちぎ県民だより」広告掲載（9月）【<b>新</b>】</li> </ul> <p>○未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者への受診勧奨通知の送付 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒①平成 27, 28 年度連続未受診者のうち，40～69 歳を対象に，未受診者の特性に応じた勧奨を実施（8月 50,370 件送付）</li> <li>②平成 28 年度未受診者のうち，40～69 歳を対象に，追加健診を設定し，その日程や会場，予約方法をわかりやすく記載した案内を実施（再勧奨）（12月 48,694 件送付）</li> </ul> </li> <li>・未受診者勧奨の強化を図るため，<u>集団健診予約センターによる電話受診勧奨を実施</u>（12月に送付した者のうち，豊郷，平石，城山地区に居住する60代の者 12月 1,885 件）【<b>新</b>】 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒<u>集団健診の即日予約者の割合 10.6%</u></li> </ul> </li> <li>・受診促進キャンペーンの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒受診者に健康グッズ等を抽選で贈呈</li> </ul> </li> <li>・健診PR応援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒健康づくり推進員等と連携した健診の普及啓発や，健診PR応援企業を通じた受診勧奨や受診者に対する商品割引等の特典サービスを提供</li> <li>健診PR登録企業（市内飲食店やスポーツクラブ等）24 企業，47 店舗，48 サービス（H27：20 企業 43 店舗）</li> </ul> </li> </ul>		3 月末現在			確定値			対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	28 年度	82,771	20,787 (22,510)	25.1	-	-	-	27 年度	86,017	20,558 (22,067)	23.9	85,724	25,272	29.5	<p><b>【特定健康診査】</b></p> <p>・様々な媒体による周知啓発や，地区巡回健診等身近な場所での受診機会の拡大のほか，未受診者の特性に応じた効果的な勧奨通知の送付など，様々な取組を実施することにより，特定健康診査の受診率の向上を図る。</p> <p>⇒<b>受診率の向上を図るため，以下の各種取組を実施</b></p> <p>・国保だよりなどの紙媒体や市有車へのマグネット広告の掲載により，受診啓発を行った。</p> <p>・特定健康診査は全ての保険者に義務付けられた健診であることから，マスメディアによる広報を国保連や県と連携し，県内一斉に実施することで，効果的に周知啓発を行なうことができた。</p> <p>⇒<b>あらゆる機会を捉えた周知啓発を実施</b></p> <p>・平成 27, 28 年度継続未受診者に対して，年代や性別等，未受診者の特性に応じた通知文を送付したことにより，健診内容や予約方法についての問合せが増えるなど，受診喚起につながる効果的な勧奨ができた。</p> <p>・追加健診を設定し，日程や会場，予約方法をわかりやすく案内した再勧奨通知を送付し，その後，電話勧奨をしたことにより，対象者を受診予約につなげる効果が見られた。</p> <p>⇒<b>未受診者の特性に応じた効果的な勧奨通知など受診勧奨を実施</b></p> <p>・キャンペーン応募件数が12月末で233名となっており，受診喚起に一定の効果があった。</p> <p>⇒<b>引き続き，キャンペーンを実施</b></p> <p>・健診PR応援企業による健診受診率向上の取組を通じ，企業と行政が一体となり社会全体で健康づくりを推進していく機運醸成や，健診への受診喚起につながる効果があった。</p> <p>⇒<b>平成 29 年度は引き続き実施</b></p>	<p><b>【特定健康診査】</b></p> <p>【目標】特定健康診査受診率：60%</p> <p>○様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うつのみや（年2回／7月・11月）</li> <li>・国保だより（年2回／7月・9月）</li> <li>・ポスター掲示（随時／医療機関等）</li> <li>・周知啓発文言入り封筒の使用（随時）</li> <li>・市有車へのマグネット広告掲載</li> <li>・保健所東側入口に受診啓発のための横断幕の掲示</li> <li>・国保連による新聞広報，JR宇都宮駅西口への受診啓発横断幕掲示</li> <li>・県広報紙「とちぎ県民だより」広告掲載</li> <li>・<u>受診勧奨グッズによる広報</u>【<b>新</b>】</li> </ul> <p>○未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者への受診勧奨通知の送付 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒未受診者の特性（年齢・性別・受診状況など）に応じた受診勧奨通知の送付</li> <li>⇒追加健診の日程や会場等の案内を掲載</li> </ul> </li> <li>・<u>集団健診予約センターによる電話受診勧奨</u>【<b>拡</b>】年間2回（8月・12月）</li> <li>・受診促進キャンペーンの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒魅力ある健康グッズを景品としてキャンペーンを実施する。</li> </ul> </li> <li>・健診PR応援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒事業の周知・啓発</li> <li>⇒健診PR応援企業については，健康ポイント事業との統合を検討</li> </ul> </li> </ul>
	3 月末現在			確定値																										
	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)	対象者数 (名)	受診者数 (名)	受診率 (%)																								
28 年度	82,771	20,787 (22,510)	25.1	-	-	-																								
27 年度	86,017	20,558 (22,067)	23.9	85,724	25,272	29.5																								

施 策	平成 28 年度の主な取組と実績	平成 28 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 29 年度の主な取組																															
<p>(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎</p>	<p>○受診機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック・脳ドック健診との同時受診 3月末現在 H28 (3,280名 (人間ドック:3,012名, 脳ドック:268名)) H27 (3,480名 (人間ドック:3,109名, 脳ドック:371名))</li> <li>オリオンスクエアの大型映像装置による周知【新】</li> <li>地区巡回健診等の実施 (407回⇒424回)【拡】</li> <li>早朝健診の実施 (年2回…7月:26名, 9月:31名)</li> <li>出前健診の実施 (JA宇都宮北部支部 9月:15名, ニュー富士見団地自治会 11月:23名)</li> <li>全国健康保険協会栃木支部との共催 (タイアップ) 健診の実施 (年5回…8月:15名, 11月:9名, 12月:5名, 2月:80名)</li> <li>国保健診の実施 (年5回…9月117名, 1月(2回)94名)【新】</li> <li>集団健診予約センター (電話), 集団健診予約システム (WEB) による予約【新】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドック健診との同時受診については, 広報紙やホームページのほか新たにオリオンスクエアの大型映像装置を活用した周知を実施したことにより, 被保険者数は減少しているが, 受診率は横ばい (3.6%) となっている。</li> <li>⇒引き続き, 広報紙等を活用した周知を実施</li> <li>地区巡回健診については, ニーズに応じて実施回数を拡充し, 早朝健診, 出前健診, 全国健康保険協会栃木支部との共催健診のほか, 新たに特定健康診査やがん検診などの健診が約半日でできる国保健診を実施することにより, 身近な地域における受診機会を拡充した。</li> <li>新たに集団健診予約センターでの電話予約やWEB予約が可能となり, 市民の利便性の向上を図ることができた。</li> <li>⇒引き続き, 受診率向上に向け, 各種健診や受診機会の拡充のための取組を実施</li> </ul>	<p>○受診機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック・脳ドック健診との同時受診</li> <li>地区巡回健診等の実施</li> <li>早朝健診の実施</li> <li>出前健診の実施</li> <li>全国健康保険協会栃木支部との共催 (タイアップ) 健診の実施</li> <li>国保健診の実施</li> <li>集団健診予約センター (電話予約), 集団健診予約システム (WEB予約) による予約</li> </ul>																															
<p>(12)特定健康診査・特定保健指導の推進◎</p> <p>【特定保健指導】</p> <p>特定健診の結果, 生活習慣の改善のための特定保健指導が必要な対象者に対し, 確実に指導を実施できるように, 環境整備を行い, 特定保健指導終了率 (※) の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 特定保健指導終了率</p> <p>特定保健指導 (動機付け支援は初回・最終評価の全2回, 積極的支援は初回・中間・最終評価の全3回) を実施した者のうち, それぞれ最終評価まで実施した者の割合</p> </div>	<p>【特定保健指導】</p> <p>◆特定保健指導終了率 【目標】55%</p> <table border="1" data-bbox="528 835 1344 1024"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">3月末現在</th> <th colspan="3">確定値</th> </tr> <tr> <th>対象者数 (名)</th> <th>初回 (名)</th> <th>終了 (名)</th> <th>終了率 (%)</th> <th>対象者数 (名)</th> <th>終了者数 (名)</th> <th>終了率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>2,049</td> <td>212</td> <td>34</td> <td>1.7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>2,180</td> <td>163</td> <td>23</td> <td>1.1</td> <td>2,831</td> <td>257</td> <td>9.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利用機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の事業における特定保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>①健診サポート事業等による特定保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒保健所等での指導や訪問による指導の実施 (動機付け支援 (※1) に加え, H27 から積極的支援 (※2) も実施) <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 動機付け支援: 生活習慣病予備群への指導支援</li> <li>※2 積極的支援: 生活習慣病有病者への指導支援</li> </ul> </li> <li>②健診結果相談会での特定保健指導の実施 (66回)【拡】 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒健診結果を送付した後, 特定保健指導希望者に対し, 保健所, 保健センター, 姿川地区市民センターにおいて相談会実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>個別医療機関等における特定保健指導の実施</li> <li>人間ドック受診日当日における特定保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒人間ドックを受診した当日に一部医療機関で実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○特定保健指導利用勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通知による勧奨 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診 (集団・個別) 実施後に特定保健指導対象者に対し, 健診結果相談会の日程等を盛り込んだ利用勧奨通知を送付【拡】</li> <li>通知による勧奨実績 2,186人 (勧奨率100%)</li> </ul> </li> <li>②電話による勧奨 <ul style="list-style-type: none"> <li>健診結果相談会の予約のない者に対し電話での勧奨を実施。電話による勧奨実績 1,225人 (勧奨率73.3%)</li> <li>⇒利用勧奨により, 健診結果相談会を予約した者 236人 (9.5%)</li> </ul> </li> </ul>		3月末現在				確定値			対象者数 (名)	初回 (名)	終了 (名)	終了率 (%)	対象者数 (名)	終了者数 (名)	終了率 (%)	H28	2,049	212	34	1.7	-	-	-	H27	2,180	163	23	1.1	2,831	257	9.1	<p>【特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診サポート事業や結果説明会等を実施することにより, 保健指導の終了率の向上を図る。</li> <li>⇒終了率の向上を図るため, 以下の各種取組を実施</li> </ul> <p>○利用機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の利用に結びつくように, 身近な場所での健診結果相談会の開催, 実施回数の拡大により, 健診結果相談会の利用者数は前年度より増加し, 特定保健指導終了率の向上につながることができた。</li> <li>⇒特定保健指導の終了率の更なる向上を図るため, 健診サポート事業, 健診結果相談会等を拡充</li> </ul> <p>○利用者勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導利用対象全員に対し, 通知を発送したことにより, 健診結果相談会への申込み者数の増加につながった。さらに, 電話勧奨により再勧奨することにより特定保健指導利用者の増加につながった。</li> <li>今後さらに, 効果的な利用者勧奨を行うため, 専門オペレーターによる電話勧奨をモデル的に実施し, 今後の勧奨手法として検討していく。</li> <li>⇒特定保健指導の終了率の更なる向上を図るため, 特定保健指導の利用促進に向けた勧奨を強化</li> </ul>	<p>【特定保健指導】</p> <p>【目標】特定保健指導終了率: 60%</p> <p>○利用機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の事業を活用した特定保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>①健診サポート事業における動機付け支援, 積極的支援の実施</li> <li>②健診結果相談会での特定保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒実施会場・回数の拡大【拡】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3会場→4会場</li> <li>・保健所, 保健センター, 姿川地区市民センター, 平石地区市民センター</li> <li>・年間70回実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>個別医療機関等における特定保健指導の実施</li> <li>人間ドック受診日当日の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>○利用者勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導利用者に対する通知による利用勧奨の実施</li> <li>通知による利用勧奨後, 健診結果相談会の予約のない者に対し電話による勧奨実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒専門オペレーターによる特定保健指導利用者への電話勧奨をモデル実施 (7~9月)【新】</li> </ul> </li> </ul>
	3月末現在				確定値																													
	対象者数 (名)	初回 (名)	終了 (名)	終了率 (%)	対象者数 (名)	終了者数 (名)	終了率 (%)																											
H28	2,049	212	34	1.7	-	-	-																											
H27	2,180	163	23	1.1	2,831	257	9.1																											

施 策	平成 28 年度の主な取組と実績	平成 28 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 29 年度の主な取組												
<p>(13)人間ドック健診・脳ドック健診の推進</p> <p>疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進を図るため、人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成することにより、受診促進を図る。</p>	<p>○人間ドック・脳ドックの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査との同時受診を実施</li> <li>・広報紙（年5回）、国保だより（年2回）、ホームページ掲載等</li> <li>・オリオンスクエアの大型映像装置による周知【新】</li> </ul> <p>◆受診者数（※各年度3月末時点） 【目標】3,500人</p> <table border="1" data-bbox="528 390 1240 579"> <thead> <tr> <th></th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>3,012名</td> <td>268名</td> <td>3,280名</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>3,109名</td> <td>371名</td> <td>3,480名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成額 10,000 円（ドックと特定健康診査を同時受診する場合は16,339円）</p>		人間ドック	脳ドック	計	28年度	3,012名	268名	3,280名	27年度	3,109名	371名	3,480名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隔月での広報紙、国保だより等に記事を掲載することにより、特定健康診査との同時受診を含めた周知・受診勧奨を行ったが、被保険者数の減少や脳ドック受診者が毎年受診しないという傾向も影響し、昨年度と比較して受診率が横ばい（3.6%）の状況となった。</li> </ul> <p>⇒引き続き、広報紙や国保だより等を活用し受診を促進</p>	<p>○人間ドック・脳ドックの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドックと特定健康診査の同時受診の実施</li> <li>・広報紙、国保だより、ホームページ掲載等</li> <li>・オリオンスクエアの大型映像装置による周知</li> </ul> <p>【目標】受診者数：3,570人</p>
	人間ドック	脳ドック	計												
28年度	3,012名	268名	3,280名												
27年度	3,109名	371名	3,480名												
<p>(14)健康づくり支援事業の推進</p> <p>健康づくりのための保健事業を実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図る。</p> <div data-bbox="195 940 498 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 宇都宮市地域・職域連携推進協議会</p> <p>地域保健と職域保健の連携を図り、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、主体的に健康づくりに取り組む事業所の増加を目的として、平成25年8月に設置</p> </div>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会（*）による事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健と職域保健の連携により、被保険者の健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源を相互活用し、下記の事業を実施</li> <li>・働く人の健康づくり講演会の開催 講演「明日からできる健康経営」 パネルディスカッション「市内事務所における従業員の健康づくり」</li> <li>・事業所等を通じた健康情報の提供</li> <li>・「職場の健康づくり～取組事例集～」の作成・配布【新】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人の健康づくり講演会等を実施することにより、事業主や健康管理担当者に従業員の健康管理の必要性を啓発することができた。</li> </ul> <p>⇒引き続き、職域における健康づくりの意識を高め、被保険者の健康管理につなげるため、啓発事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組事例集を作成し、各事業所へ配布したところ、「参考になった」等の声が寄せられており、従業員の健康づくりの推進に役立つことができた。</li> </ul> <p>⇒引き続き、事例集の普及・活用を図り、より一層従業員の健康づくりの推進を図るため、事業所での健康づくり事業に取り組める環境づくりを充実</p>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会による事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人の健康づくり講演会の開催</li> <li>・事業所等を通じた健康情報の提供</li> <li>・事業所等に運動指導員等を派遣した健康講座の実施【新】</li> </ul>												

施 策	平成 28 年度の主な取組と実績	平成 28 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	平成 29 年度の主な取組																								
<p>(15)ヘルスプランうつのみ や事業の推進◎ 健診データやレセプトデータを効果的に活用し、被保険者の健康の保持や疾病の早期発見・早期治療につなげるにより、医療費の適正化を推進する。</p>	<p>○多受診・重複受診者（*）への保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多受診・重複受診者」に対し、文書、電話、訪問による保健指導を実施</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>* 多受診</b> 一月に同一疾病で同一診療科目の通院日数が合計 15 日以上となる通院を 3 か月以上継続</p> <p><b>* 重複受診</b> 同一疾病で同一診療科目の複数の医療機関への通院を 3 か月以上継続</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正受診のためのリーフレットを医療費通知に同封</li> </ul> <p>◆指導実績（※各年度 3 月末時点） 【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 20%;">指導件数</th> <th style="width: 20%;">改善確認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>344 名</td> <td>延べ 194 回</td> <td>98 名</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>207 名</td> <td>延べ 215 回</td> <td>67 名</td> </tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○糖尿病重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査の血糖検査の結果、数値が糖尿病領域（*）にあり、医療機関の受診を必要とするにも関わらず、未受診となっている者に対し、受診勧奨のため、文書、電話、訪問による保健指導を実施</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>* 糖尿病領域</b> 空腹時血糖 126mg/dl 以上 HbA1c6.5%以上</p> </div> <p>◆指導実績（※各年度 3 月末時点） 【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 20%;">指導件数</th> <th style="width: 20%;">受診者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>117 名</td> <td>延べ 218 回</td> <td>67 名</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>104 名</td> <td>延べ 167 回</td> <td>40 名</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	指導件数	改善確認者	28 年度	344 名	延べ 194 回	98 名	27 年度	207 名	延べ 215 回	67 名		対象者	指導件数	受診者	28 年度	117 名	延べ 218 回	67 名	27 年度	104 名	延べ 167 回	40 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>多受診者、重複受診者への保健指導については、文書、電話、訪問による保健指導のほかに、多受診者に対し、医療費通知に適正受診に関するリーフレットを同封することで、適正受診のための周知・啓発を実施</li> </ul> <p>⇒引き続き、粘り強く医療機関への適正受診に向けた保健指導を実施</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病重症化予防事業については、文書や電話、訪問による保健指導により、特定健康診査の血糖検査の数値が糖尿病領域にある未治療者の約 5 割を治療につなげることができた。</li> <li>ヘモグロビン A1c 検査の必須化により、新たな対象者を発見することができたので、未治療者を確実に治療につなげる必要がある。</li> </ul> <p>⇒医療機関の早期受診が必要な者に対し、確実に治療につなげることができるよう、継続的な保健指導を実施</p>	<p>○多受診・重複受診者への保健指導</p> <p>【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多受診・重複受診者に対し、引き続き、保健指導を実施</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○糖尿病重症化予防事業</p> <p>【目標】指導件数：延べ 200 回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病の重症化リスクのある未治療者を確実に治療につなげるため、保健指導を実施</li> </ul> <p>・「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」への対応【新】</p> <p>⇒特定健診受診者のうち糖尿病領域の者に対し、糖尿病の基礎知識、合併症の危険性、生活習慣の改善等の情報提供を行うことができるようリーフレットを配布。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関受診中のものに対し行う保健指導の実施体制の構築</li> </ul>
	対象者	指導件数	改善確認者																								
28 年度	344 名	延べ 194 回	98 名																								
27 年度	207 名	延べ 215 回	67 名																								
	対象者	指導件数	受診者																								
28 年度	117 名	延べ 218 回	67 名																								
27 年度	104 名	延べ 167 回	40 名																								

指 標		実 績																																																				
《計画の目標値》		目 標	実 績																																																			
○1人当たり医療費の増加率（対前年比）	28年度	2.25%	2.16%	国保経営改革プランでの目標																																																		
	27年度	2.25%	4.64%	29年度	2.25%																																																	
○医療費総額の増加率（対25年度比）	28年度	9.84%	0.36%	国保経営改革プランでの目標																																																		
	25年度	基準年	基準年	29年度	13.18%																																																	
診療報酬改定状況 … ③																																																						
		22年度	24年度	26年度	28年度																																																	
全体		+0.19%	+0.004%	+0.10%	△1.31%																																																	
本体		+1.55%	+1.38%	+0.73%	+0.49%																																																	
薬価		△1.36%	△1.38%	△0.63%	△1.33%																																																	
【参考1】被保険者の年度推移 … ①																																																						
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																													
被保険者全体		139,865人	139,128人	139,288人	138,360人	136,493人	134,427人	131,313人	126,121人																																													
内	一般（65歳未満）	92,134人	90,663人	90,232人	86,964人	83,154人	80,026人	76,998人	73,654人																																													
	前期高齢者（65歳～74歳）	40,192人	40,671人	41,111人	42,956人	45,121人	47,434人	48,982人	48,988人																																													
	退職被保険者（主に60～64歳）	7,539人	7,794人	7,945人	8,440人	8,218人	6,967人	5,333人	3,479人																																													
【参考2】一人当たり医療費の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ②																																																						
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																													
1人当たり医療費の増加率（対前年比）		2.14%	3.27%	2.44%	3.57%	4.58%	1.60%	4.64%	2.16%																																													
一人当たり医療費		263,787円	272,419円	279,059円	289,010円	302,239円	307,069円	321,312円	328,260円																																													
内	一般（65歳未満）	180,747円	185,753円	192,522円	195,752円	203,426円	204,454円	212,089円	214,816円																																													
	前期高齢者（65歳～74歳）	431,029円	447,335円	448,917円	462,636円	472,817円	473,366円	485,005円	493,986円																																													
	退職被保険者（主に60～64歳）	384,767円	367,804円	382,939円	366,238円	365,512円	353,527円	394,802円	396,393円																																													
【参考3】医療費総額の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ③																																																						
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																													
医療費総額の増加率（対25年度比）		-	-	-	-	基準年	0.06%	2.27%	0.36%																																													
医療費総額		369億円	379億円	389億円	400億円	413億円	413億円	422億円	414億円																																													
内	一般（65歳未満）	167億円	168億円	174億円	170億円	169億円	164億円	163億円	158億円																																													
	前期高齢者（65歳～74歳）	173億円	182億円	185億円	199億円	213億円	225億円	238億円	242億円																																													
	退職被保険者（主に60～64歳）	29億円	29億円	30億円	31億円	30億円	25億円	21億円	14億円																																													
<p>① 被保険者全体は減少しているが、減少しているのは65歳未満の被保険者で、前期高齢者は年々増加しており、被保険者の年齢構成の高齢化が進行している。</p> <p>② 平成28年度の前期高齢者の一人当たり医療費は約494千円であり、65歳未満の被保険者と比較すると、約2.3倍と大きい。</p> <p>③ 被保険者数の減少により、65歳未満の被保険者医療費総額も減少しており、前期高齢者の医療費総額は増加しているものの、診療報酬の改定における薬価の引き下げが影響したこともあり、全体の医療費総額は昨年度と比較して減少に転じた。</p>																																																						
<p>一人当たり医療費の年度推移 (対前年伸び率の推移)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>医療費 (円)</th><th>伸び率 (%)</th></tr> <tr><td>H21</td><td>263,787</td><td>-</td></tr> <tr><td>H22</td><td>272,419</td><td>3.27%</td></tr> <tr><td>H23</td><td>279,059</td><td>2.44%</td></tr> <tr><td>H24</td><td>289,010</td><td>3.57%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>302,239</td><td>4.58%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>321,312</td><td>1.60%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>328,260</td><td>4.64%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>328,260</td><td>2.16%</td></tr> </table>					年度	医療費 (円)	伸び率 (%)	H21	263,787	-	H22	272,419	3.27%	H23	279,059	2.44%	H24	289,010	3.57%	H25	302,239	4.58%	H26	321,312	1.60%	H27	328,260	4.64%	H28	328,260	2.16%	<p>医療費総額の推移</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>医療費総額 (億円)</th></tr> <tr><td>H21</td><td>369</td></tr> <tr><td>H22</td><td>379</td></tr> <tr><td>H23</td><td>389</td></tr> <tr><td>H24</td><td>400</td></tr> <tr><td>H25</td><td>413</td></tr> <tr><td>H26</td><td>413</td></tr> <tr><td>H27</td><td>422</td></tr> <tr><td>H28</td><td>414</td></tr> </table>					年度	医療費総額 (億円)	H21	369	H22	379	H23	389	H24	400	H25	413	H26	413	H27	422	H28	414
年度	医療費 (円)	伸び率 (%)																																																				
H21	263,787	-																																																				
H22	272,419	3.27%																																																				
H23	279,059	2.44%																																																				
H24	289,010	3.57%																																																				
H25	302,239	4.58%																																																				
H26	321,312	1.60%																																																				
H27	328,260	4.64%																																																				
H28	328,260	2.16%																																																				
年度	医療費総額 (億円)																																																					
H21	369																																																					
H22	379																																																					
H23	389																																																					
H24	400																																																					
H25	413																																																					
H26	413																																																					
H27	422																																																					
H28	414																																																					

報告第3号

平成29年度国民健康保険税の課税状況について

1 税率と課税限度額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
所得割	6.36%		2.55%		2.07%	
均等割	25,900円		9,800円		10,500円	
平等割	19,000円		7,200円		6,400円	
課税限度額	520,000円	540,000円	170,000円	190,000円	160,000円	

○平成29年度から課税限度額を改定、税率は26年度に改定した後変更なし。

2 当初課税の状況（全体分）

		28年度	29年度	増減
世帯数		78,336世帯	75,788世帯	△2,548世帯
被保険者数		130,937人	123,710人	△7,227人
応能 49.7%	所得割①	7,125,076千円	6,699,529千円	△425,547千円
	均等割②	4,986,916千円	4,705,561千円	△281,355千円
応益 50.3%	平等割③	2,157,136千円	2,075,631千円	△81,505千円
	小計A (①+②+③)	14,269,128千円	13,480,721千円	△788,407千円
軽減額B		1,642,705千円	1,604,597千円	△38,108千円
課税額(A-B)		12,626,423千円	11,876,124千円	△750,299千円
1世帯当り課税額		161,183円	156,702円	△4,481円
1人当り課税額		96,431円	96,000円	△431円

○世帯数、被保険者数ともに減少の傾向にある。(前年比：世帯数△3.3%，被保険者数△5.5%)

○所得割・均等割・平等割のいずれも減少となり、1世帯当たり・1人当たり課税額も減少した。

3 軽減額の内訳

	28年度		29年度	
	世帯	金額	世帯	金額
7割軽減 (33万円以下)	18,520世帯	1,011,148千円	18,375世帯 (-145世帯)	993,010千円 (-18,138千円)
5割軽減 (33万円+27万円×被保 者数以下)	9,671世帯	464,339千円	9,650世帯 (-21世帯)	453,621千円 (-10,718千円)
2割軽減 (33万円+49万円×被保 者数以下)	8,539世帯	167,218千円	8,263世帯 (-276世帯)	157,966千円 (-9,252千円)
合計	36,730世帯	1,642,705千円	36,288世帯 (-442世帯)	1,604,597千円 (-38,108千円)

○軽減割合の下の( )は、前年の合計所得金額

○世帯数合計はやや減少したが、全世帯数に占める軽減世帯数の割合(47.9%)は前年度(46.9%)より約1ポイント増加した。



平成29年度国民健康保険運営協議会の開催予定

回数	日程	議事予定	会場
第1回	8月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び職務代理者選出</li> <li>・市長からの諮問について(税率の見直し等)</li> <li>・国保制度改革の概要について</li> </ul> <b>【報告事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度決算状況(見込み)</li> <li>・国保アクションプラン28の取組状況と国保アクションプラン29の主な取組</li> <li>・平成29年度国民健康保険税の課税状況</li> </ul> <b>【その他】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>	市役所本庁舎 14階 14大会議室
第2回	9月28日(木)	<b>【報告事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県国保運営方針の概要と本市国保の現状について</li> </ul>	市役所本庁舎 14階 14A会議室
第3回	11月30日(木)	<b>【協議事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保税率の見直し等について</li> </ul>	市役所本庁舎 14階 14A会議室
第4回	1月18日(木)	<b>【協議事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保税率の見直し等について</li> </ul>	調整中
第5回	2月1日(木)	<b>【協議事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書(案)について</li> </ul>	調整中
—	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書の提出(会長一任)</li> </ul>	調整中
第6回	2月22日(木)	<b>【報告事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について</li> </ul>	調整中

※ 開催時間はすべて午後4時30分～午後6時頃までを予定